

## 営繕工事における情報共有システムの利用に関する特記仕様書（受注者希望型）

### （対象工事）

第1条 本工事は、「営繕工事等における情報共有システムに関する要領」に基づき、受注者が希望する場合は、工事契約期間中に行う発注者との情報交換において、情報共有システムを活用することができる工事である。

### （実施協議）

第2条 受注者は、情報共有システムの利用を希望する場合は、工事打合せ簿により、発注者と協議しなければならない。

2 前項の協議において、受注者は、利用しようとする情報共有システムの種類、利用する機能、取り交わしを希望する工事帳票等について監督員と協議のうえ、「工事着手時確認シート」を提出することとする。

### （情報共有システム利用料等）

第3条 情報共有システム利用に係るASP事業者との利用手続、契約及び利用料等の支払いは、受注者が行うものとする。

2 前項の情報共有システムの利用に要する費用（登録料及び利用料）は、共通仮設費（積上げ）に計上し、発注者と受注者が協議のうえ請負代金額を変更する。

### （電子納品）

第4条 情報共有システムにより発議し取り交わした工事帳票は、電子納品の対象とし、別の定めにかかわらず、紙媒体での提出は不要とする。なお、「愛媛県工事完成図書電子納品要領」に従い、電子成果品に保存して納品すること。また、電子成果品内に格納したファイルの内容を示した「情報共有システム利用工事帳票一覧表」を併せて提出することとし、これにより難しい場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

### （その他）

第5条 その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。